

後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知について

現在、医療費の適性化を目的として、被保険者負担の軽減や国民健康保険財政の健全化に資するため、ジェネリック医薬品希望カードを医療保険年金課や特別出張所の窓口で配布している。さらに、区ホームページでの周知や国民健康保険の全加入世帯に配布している小冊子「くらしと国保」にジェネリック医薬品希望カードを追加するなど、利用促進に取り組んでいる。

平成26年度から、ジェネリック医薬品を使用した場合の負担額差額を対象者に通知することにより、ジェネリック医薬品の使用率を向上させ、被保険者の医療費負担の軽減を図るとともに国民健康保険財政の健全化に向け、効果をあげていく。

1 規 模 年3回

対象者はジェネリック医薬品への切替えによる効果があると見込まれる生活習慣病の被保険者約8,000人（見込み）

2 実施手法 ジェネリック医薬品を使用した場合と先発医薬品を使用した場合との差額を対象者あて通知する。

- （1）圧着はがきにより送付する。
- （2）調剤報酬明細書（1か月分）により対象被保険者を抽出する。
- （3）対象データ作成、通知作成等は業者委託する。
- （4）平成26年度以降継続して実施する。

3 効果検証 ジェネリック医薬品差額通知送付月後、約4か月後になる予定である。